

第3章 望ましい将来像を達成するための 分野別将来像、基本方針・施策の体系

第1章に示された課題を解決しながら、第2章の望ましい将来像を達成するためには、市民・事業者・市が、同じ目標に向かって、それぞれの役割に基づいて取り組むことが大切です。

そのため、第3章では、分野別の望ましい将来像を示し、方針・施策の考え方と体系を整理しています。

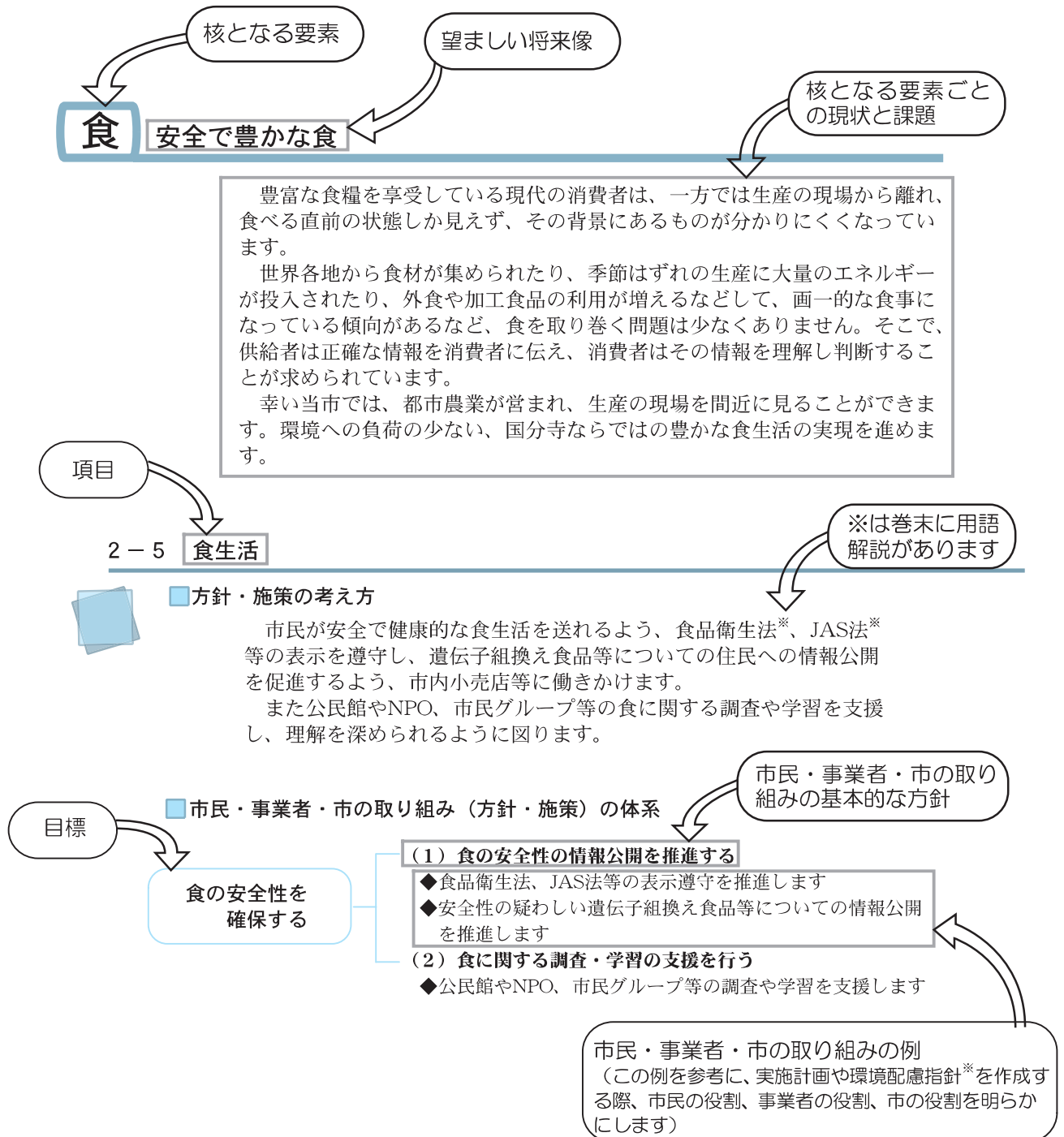
図5. 体系図

【つなぐことば】	【核となる要素と望ましい将来像】	【項目】
自然の中の私たち	緑 「緑と人とのいい関係をつくって、緑を残す・創る」	1-1 緑のネットワーク
		1-2 樹林地
		1-3 農地
		1-4 公園
		1-5 街路樹
		1-6 まちのなかの緑
	水 「豊かできれいな湧水、おいしい水、水の流れ」	1-7 湧水・地下水
		1-8 用水路
		1-9 野川の復元
		1-10 飲料水・水のネットワーク
生物 「多様な生物との共生」	1-11 生きもの・生態系	
健康で安全な暮らし、 うるおいのあるまち	公害 「きれいな空気・公害のないまち」	2-1 大気
		2-2 水
		2-3 騒音・振動
		2-4 化学物質
	食 「安全で豊かな食」	2-5 食生活
		2-6 地産地消
	道路・交通 「安心して、気持ちよく歩ける道」	2-7 歩行者
		2-8 自転車
		2-9 交通負荷の軽減
	人 「安心して暮らせる、人のさすなのあるまち」	2-10 まちづくり
2-11 オープンスペース		
2-12 まちなみの景観		
景観・歴史 「国分寺らしい景観・住み続けたいまち」	2-13 歴史・文化	
	2-14 不法投棄・ポイ捨て	
	2-15 土地利用のルール	
地球の上の私たち	ごみ 「資源を大切に、ごみゼロをめざす社会」	3-1 3R (リデュース・リユース・リサイクル)
		3-2 地球温暖化対策
	地球環境 「持続可能な地球環境」	3-3 省資源・省エネルギー

分野別将来像、基本方針・施策の体系の見方

次ページ以降には、分野別の将来像、基本方針、施策の考え方と体系を掲載しています。

見方は以下の図のようになっており、今後実施計画、配慮指針作成時に検討を深め、市民・事業者・市の各主体ごとの役割を明らかにします。



緑

緑と人とのいい関係をつくって、緑を残す、創る

緑は、自然の大きな「つなぎ手」です。自然をつないでいるだけではありません。自然と、そのなかで生きている私たちとのあいだをつなぎ、それをとおして、私たちどうしのあいだの関係もつなぎなおしてくれる可能性を秘めた、かけがえのない存在です。

かつては、見渡すかぎり「武蔵野」の緑（林と畑）が広がっていたここ当市も、いまでは急激な都市化の進展に伴って、樹林地や農地がひとつ、またひとつと消えてゆき、緑は、実生活とのつながりを絶たれ寸断化が進んでいるのが実情です。

昭和63年には、430.8ヘクタールあった緑被地が、平成10年では344.91ヘクタールにまで減少しています。緑の基本計画では、平成32年には、市域面積の35%に相当する緑の確保を目指しています。

1-1 緑のネットワーク

■方針・施策の考え方

市内にある樹林地や公園、宅地内の緑をつないで、生物の生息環境を含めた有機的なつながりのあるネットワークづくりを進めます。また、緑のあり方の研究、検討を進めて、適正な管理や利用に関する合意形成を図り、樹林地や崖線緑地を市民の憩いの場、学習の場、遊びの場として活用します。

農地については農への支援を推進し、農地と樹林地のつながりを回復しながら保全していきます。また、地域の特性を活かした公園を増やし、水と緑のネットワーク形成に活かしていきます。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

緑をつなぐ・
緑がつなぐ

(1) 緑をつなげる

- ◆崖線緑地の保全、復元に努めます
- ◆まちなかの緑（公園、宅地、公共施設）をつなげます

(2) 緑をとおしてつながる

- ◆緑のあり方について検討し、合意形成に努めます
- ◆緑のボランティア、援農ボランティアなど、緑化のための人のネットワークづくりを推進します
- ◆地域緑化のためのルールづくりを推進します

1-2 樹林地

■方針・施策の考え方

一般的に、昭和30年代まで雑木林は薪や炭の材料やたい肥の原料である落ち葉を得る場所でした。昭和63年には、104.9ヘクタールあった樹林地は、平成10年には80.8ヘクタールまで減少しています。緑豊かな樹林地を少しでも回復するために、今ある雑木林、保存樹林地などの緑を大切に保全します。また、樹林地と周辺の屋敷林、農地、公園などを連続させて、豊かな緑の形成を目指すとともに、多摩全域を視野に入れた水と緑のネットワーク化を進めます。

また、市民が憩い、遊び、体験学習ができる場として、樹林地を適正に利用するとともに、落ち葉のたい肥化や剪定枝の利用など、樹林地内の資源を市内で循環活用できる体制をつくります。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

崖線緑地・雑木林
・屋敷林を守る

(1) 樹林地を保全する

- ◆樹林地の公有化などによる活用計画の検討を進めます
- ◆「緑と水のまちづくり協力金」を検討します

(2) 樹林地の植生に応じた適切な管理の方法を見出し、質の維持・改善に努める

(3) 樹林地を、市民（子ども）の憩い・遊び・学びの場として、適正な利用を進める

- ◆利用のルールづくり、市民による自然学習活動を促進します

(4) 剪定枝等の、資源としての再利用のルールをつくる

- ◆剪定枝、落ち葉等のたい肥化を推進します

(5) 崖線緑地を復元し、つなげる

- ◆保全に加えて、復元を図り、緑地をつなげます
- ◆野川、湧水と有機的に関連させていきます

1-3 農地

■方針・施策の考え方

農地は、市域の西部（府中街道以西）に多くの農地が残されていますが、宅地化によって農地の分断が進んでいます。畑や果樹園などの生産緑地^{*}、宅地化農地共に年々減少し、昭和59年に256ヘクタールあった農地が、平成14年には、181.93ヘクタールにまで減少しています。これらの農地を保全するため、生産緑地の追加指定を進めるとともに、納税猶予制度の堅持を国に要請していきます。また、買い取り申し出のあった生産緑地の公有化・農業公園化の方策等を検討していきます。

減農薬栽培や有機無農薬栽培などによって、地元農産物の普及や販売促進につなげるとともに、農業経営や後継者づくりを支援し、農業を維持できる環境づくりを進めます。

農業者と市民がふれあい交流できる場として、援農や農業体験を推進し、農への理解を深めるとともに、剪定枝、落ち葉、生ごみ等といった肥として利用するなど、農を中心とした資源の循環を図ります。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

農地の減少に歯止めをかける
農の振興・支援を行う

- (1) 農地を保全する
 - ◆生産緑地の追加指定を進めます
 - ◆納税猶予制度の堅持を国に要請していきます
 - ◆体験農園の支援をします
 - ◆生産緑地の公有化、農業公園化等を検討します
- (2) 農を支援する
 - ◆農業経営や後継者づくりの支援を進めます
 - ◆販売網の強化、多角的な援農システムを検討します
- (3) 安全な農業を進める
 - ◆減農薬栽培・有機無農薬栽培を奨励します
- (4) 農を中心とした資源循環を図る
 - ◆剪定枝、落ち葉、生ごみのたい肥利用を推進します
- (5) 農業と市民のつながりを強化する
 - ◆農業体験、情報発信、地産地消^{*}の普及を推進します

※地産地消：

地元でとれたものを地元で消費することで、地域における交流と経済の循環を高めていく考え方のことです。

1-4 公園

■方針・施策の考え方

都市公園法*施行令が定める、目標水準（10㎡/人）に対して、当市の市民一人あたりの公園面積は、平成15年現在で2.18平方メートルです。

市民が暮らしやすい環境を整え、公園の整備を進めるとともに、水と緑のネットワーク形成に向けた計画的な配置に努めます。

また、生き物の生息空間として、動植物に配慮した管理・利用を行います。

さらに、防災機能の高い樹木の植栽や緊急設備を設置し、緊急避難場所となる安全で快適な空間を整備するほか、地域の特性を活かした公園づくりを進めます。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

都市公園を増やす
緑被率を高める

- (1) 公園の計画的な配置を進め、水と緑のネットワーク化を図る
 - ◆生物の生息空間に配慮した整備を進めます
- (2) 防災機能の充実、安全で快適な空間を整備する
 - ◆防災機能の高い樹木の植栽、災害時の緊急設備の設置を推進します
- (3) 地域の特性を活かした公園づくりを進める
 - ◆農業公園、歴史公園、水辺公園づくりを推進します
 - ◆子どもたちの視点から、公園づくりを推進します
- (4) 鎮守の森をつくる
 - ◆公園指定されている神社の後背地などを、鎮守の森として整備します
- (5) 市民による管理の検討・推進、剪定枝、落ち葉の処理など望ましいあり方を検討する

1-5 街路樹

■方針・施策の考え方

街路樹が植えられた道路は、全体で53箇所です。

広い歩道と街路樹を増やし、生き物の生息空間を拓ける水と緑のネットワーク形成を進めます。

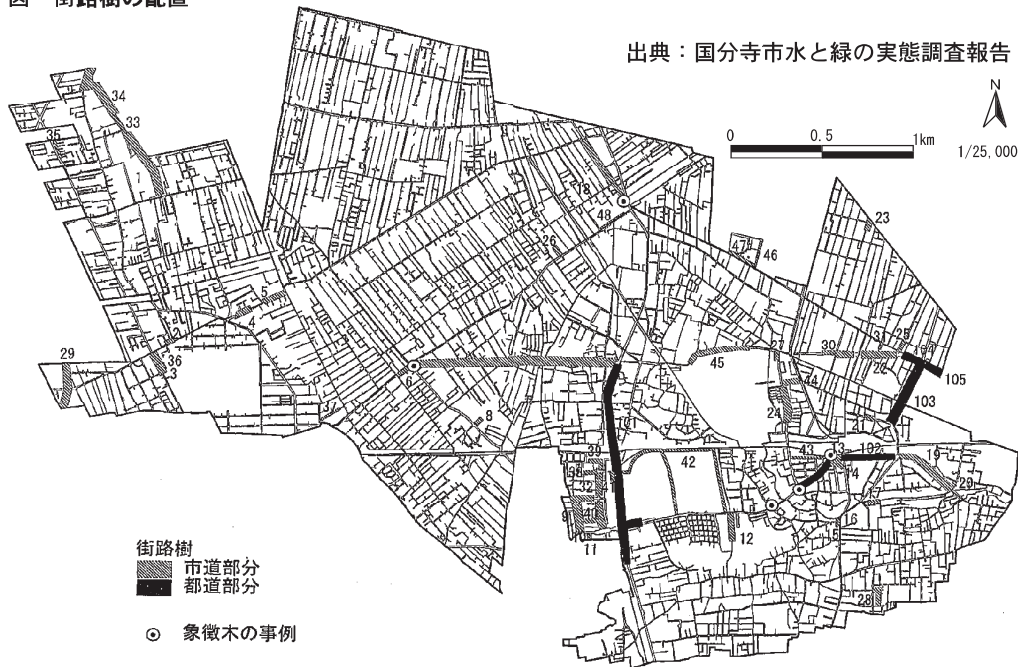
在来種等の地域に根付いた樹種の利用や市民の手による管理を検討・推進し、剪定や落ち葉の処理について地域の合意形成を図ります。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

街路樹、道路植栽帯を増やして、緑をつなぐ

- (1) 広い歩道と街路樹を増やす
- (2) 水と緑のネットワーク化を図る
 - ◆計画的な配置、生物の生息空間としての整備、植栽帯化、緑道化を推進します
- (3) 地域に根付いた樹種利用を検討する
 - ◆在来種の利用や外来種からの転換を検討します
- (4) 市民による街路樹の管理の検討・推進、剪定、落ち葉の処理などの望ましいあり方を検討し、合意形成を図る

図 街路樹の配置



1-6 まちのなかの緑

■方針・施策の考え方

一般住宅や公共施設及び企業用地の緑化や中高層建築・公共施設等の屋上緑化、地域に根ざした植物による緑化等を推進するため、条例化や支援の実施に向けた検討を進めます。

学校においては、ビオトープ^{*}や学校農園等とおして自然のなかの地域・地域のなかの自然への理解を深める機会を広げていきます。

また、敷地の細分化防止に努めるとともに、防災機能の高い樹木の植栽を増やし、安全で快適なまちづくりにつなげていきます。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

公共施設を
積極的に緑化する
住宅地の緑を
増やし、つなげる
企業用地の緑を増やす

（1）緑化のルールづくり、支援制度を検討する

- ◆住宅地、企業用地、公共施設の緑化、地域や開発等のルールづくりを推進します
- ◆住宅地の緑をつなげます
- ◆中高層建築・公共施設の屋上緑化・壁面緑化の奨励・支援をします

（2）防災機能の高い樹木の植栽を増やす

（3）学校の緑化を進める

- ◆ビオトープ、学校農園等を推進します

（4）敷地の細分化を防止する

- ◆用途地域等に関して、条例制定などを図ります

※ビオトープ：

生物を表す「バイオ（パイオ）」と、場所を表す「トープ（トープ）」を組み合わせたドイツ語の造語で、「生物生息・生育空間」と訳されます。欧米、特にドイツでは先進的な取り組みを行っています。